
地方独立行政法人神戸市民病院機構職員の懲戒処分について

処分案件（勤怠の虚偽申請等）

（１）被処分者 神戸市立医療センター西市民病院
医 師（男性・30歳台）

（２）処分内容 出勤停止15日

（３）処分年月日 2023年3月20日

（４）処分理由

被処分者は、2022年4月以降2023年1月12日までの間、遅刻・早退の際に勤怠システムに虚偽の申請を行い、不適正な給与支給を受けていた。またその申請の中には、虚偽の時間外勤務手当の申請も含まれていた。

事案発覚後は、調査に素直に応じるとともに、虚偽申請時間を自ら申告し、その全額（金150,776円）を弁済予定である。

なお、遅刻及び早退による診療の遅れ等の患者への影響は発生していない。

（参考）

管理監督責任として、1名（局長級）を「理事長 口頭嚴重注意」とした。（同日付）

【担当部署】

○法人本部経営企画室総務課

TEL : 078-940-0149